

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（令和3年10月28日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和3年12月2日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	菊	地	健	太郎
同	武	田		聡

(様式)

農 政 第 470 号

令和3年11月30日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘 印

財政援助団体等監査結果についての措置状況（通知）

令和3年10月28日付けで通知のあった財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

団体名及び所管部課名	監査の結果	措置状況
一般社団法人 山形市農業振興公社	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
農林部農政課	1 農業研修センター管理運営に係る協定等に基づく義務の履行において、管理運営業務仕様書に記載された内容で業務を行っていないものがあった。（山形市農業振興公社） ・ 浄化槽設備保守点検	1 業務を行っていないものがあった点について、今後は協定に定められた業務を確実に実施するよう確認を徹底いたします。 業務を行っていなかった浄化槽設備保守点検について、業者からの返還を受け、山形市に今年度返納するよう指導しました。
	2 農業研修センターの会計経理事務において、次のようなものがあった。（山形市農業振興公社） (1) 産業廃棄物運搬処理業務委託について、契約に含まれている種類の産業廃棄物であるにも関わらず、契約外のものとして別途請求され支払っているもの (2) 水道設備漏水修理工事について、予定価格を超えた金額で工事を発注しているもの	2 (1) 今後は契約内容をふまえて適正に対応し、別途請求されて支払った金額は、業者から返還を受け、山形市に今年度返納するよう指導しました。 (2) 今後、適正な事務処理に努めるよう指導しました。